

## **「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」 の制定について**

平成 20 年 10 月 14 日  
日 本 証 券 業 協 会

### **I. 制定の趣旨**

本協会では、一部証券会社の元従業員が社内の未公表の重要事実に基づいて他の第三者と共謀の上、インサイダー取引を行ったとして逮捕された事案を受け、本年 4 月に自主規制会議の下部に「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」を設置したところである。

同ワーキングにおいては、協会員におけるインサイダー取引等の不公正取引防止に関する内部管理態勢等の更なる整備・強化等の対応に関する検討を行い、本年 5 月、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理」（①協会員における法人関係情報の管理態勢、②協会員の役職員による株式取引のあり方、③インサイダー取引防止のための協会員における売買管理・内部管理態勢、④協会員の役職員の倫理意識の向上、⑤違反者に対する処分の厳格化等）を取りまとめたところである。

今般、同論点整理中、②の項目に係る対応として、「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」を制定することとする。

### **II. 規則制定の骨子**

#### **(1) 目的及び定義規定**

- ① この規則は、協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等について、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員の従業員における不公正取引を防止し、もって資本市場に対する信頼を確保することを目的とする。（第 1 条）
- ② 「従業員」、「上場会社等の特定有価証券等に係る売買等」、「法人関係部門」の定義を規定する。（第 2 条）

#### **(2) 通 則**

協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、当該投資は、自己の健全な資産形成を図る観点から行うものであることに鑑み、法令、諸規則を遵守し、インサイダー取引、投機的利益を目的とした取引その他の不公正取引を行っているとの疑念を抱かれることのないよう努めなければならないこととする。（第 3 条）

### (3) 社内規則の制定

協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならないこととする。(第4条)

- イ 従業員の範囲に関する事項
- ロ 口座開設手続に関する事項(会員に限る。)
- ハ 売買等の手続に関する事項
- ニ 法令諸規則に規定されるインサイダー取引、職務上知り得た特別の情報に基づく取引及び専ら投機的利益の追求を目的とした取引等の禁止行為に関する事項
- ホ その他協会員が必要と認める事項

### (4) 法人関係部門に所属する従業員に係る売買等の自粛

協会員は法人関係部門に所属する従業員について、原則として自己が担当する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を自己のために行われないう社内規則に定めなければならないこととする。(第5条)

### (5) 管理態勢の充実

協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならないこととする。(第6条)

### (6) 協会員の役員に対する準用

この規則は、会員の役員(外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)、店頭デリバティブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用することとする。(第7条)

## Ⅲ. 施行の時期

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

以 上

## 「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等について、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会の従業員における不公正取引を防止し、もって資本市場に対する信頼を確保することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### 1 従業員

イ 会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。）に勤務する者

ロ 店頭デリバティブ取引会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事する者

ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金商法第 33 条の 3 第 1 項第 5 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。）において定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に従事する者（金商法第 33 条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務（以下「特定金融商品取引業務」という。）に従事する者を含む。）

ニ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく派遣労働者にあつては、金商法第 64 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けている者

### 2 上場会社等の特定有価証券等に係る売買等

金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をいう。

### 3 法人関係部門

業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。

(通 則)

第 3 条 協会は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、当該投資は、自己の健全な資産形成を図る観点から行うものであることに鑑み、法令、諸規則を遵守し、インサイダー取引、投機的利益を目的とした取引その他の不公正取引を行っているとの疑念を抱かれることのないよう努めなければならない。

(社内規則の制定)

第 4 条 協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 従業員の範囲に関する事項
- 2 口座開設手続に関する事項（会員に限る。）
- 3 売買等の手続に関する事項
- 4 法令諸規則に規定されるインサイダー取引、職務上知り得た特別の情報に基づく取引及び専ら投機的利益の追求を目的とした取引等の禁止行為に関する事項
- 5 その他協会員が必要と認める事項

(法人関係部門に所属する従業員に係る売買等の自粛)

第 5 条 協会員は法人関係部門に所属する従業員について、原則として自己が担当する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を自己のために行われないう社内規則に定めなければならない。

(管理態勢の充実)

第 6 条 協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

(協会の役員に対する準用)

第 7 条 この規則は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、店頭デリバティブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。

付 則

この規則は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。